

令和3年第17回公安委員会会議録

日 時	自午後 1時30分 6月24日（木曜日） 至午後 5時00分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	小野委員長 下山委員 原委員 山本委員 高木委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 通信庶務課長 首席監察官	

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞11件、意見の聴取29件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 令和3年九州管区警察局警察部外協力者表彰について

首席監察官から報告が行われた。

2 「電話で『お金』詐欺」被害防止コールセンターの開設について

(1) 事業の概要

「電話で『お金』詐欺」被害の未然防止及び拡大防止を図るため、本年7月5日から、民間事業者に業務委託したコールセンターを開設し、押収名簿登載者等に対してオペレーターが架電して注意喚起等を行うもの。（令和3年度新規事業）

(2) コールセンターの名称等

ア 名 称 熊本県警察「電話で『お金』詐欺」被害防止コールセンター
 （通称「むさし安心コール」）

イ 電話番号 096-327-0634

（さぎ つうわでなくそう おーむさし）

ウ 運用時間 午前9時から午後6時

エ 受託事業者 熊本市中央区花畑町 株式会社アイ・シー・アール
 （本社：愛知県名古屋市）

(3) 運用開始式

ア 開催日時

令和3年7月2日（金）午後2時

イ 開催場所

熊本県警察本部10階多目的ホール

ウ 概要

(ア) 受託事業者の責任者及びオペレーターを招いた運用開始式の開催

(イ) 「電話で『お金』詐欺」特別防犯対策官「英太郎」氏による激励メッセージ

(ウ) 広報による県民への周知

【委員からの質問等】

委員から、「電話を受けた人が、また変な電話が掛かってきたという受け止め方

をされるのではないかと危惧する。警察がこういうことをするという広報が重要だ
と思う」旨の発言があり、警察側から「チラシ等を使って、こういう番号から警察
が電話をしますということをしかり広報していきたい」旨の説明があった。

3 第3四半期における交通対策の実施について

(1) 目的

過去の第3四半期（7月から9月）における交通事故の分析結果に基づく重点
対策を先行的に実施することで、交通事故抑止を図るもの。

(2) 過去5年間の第3四半期における交通事故の特徴

ア 歩行者（特に横断歩行中）の死亡事故が多発傾向

※ 特に7月下旬以降の夏休み期間に大学生以下の交通事故が多発傾向

イ 7月中、飲酒運転による交通事故が特に多発

ウ 9月下旬に二輪車の事故が多発傾向

(3) 第3四半期における交通対策「スリー作戦」の実施

ア 歩行者保護対策の深化作戦

横断歩行者等妨害等違反取締り集中期間

(ア) 実施期間～7月12日（月）から7月21日（水）までの10日間

(イ) 実施場所～警察本部の分析結果に基づき各所属が指定

イ 飲酒運転撲滅の強化作戦

県下一斉の飲酒運転取締り

(ア) 実施期間～7月2日（金）午後9時からの概ね3時間

(イ) 実施場所～警察本部の分析結果に基づき各所属が指定

ウ ツーリング等観光中の交通事故防止作戦

観光地周辺、県境道路等における交通指導取締り及び街頭活動の強化

(ア) 実施期間～9月21日（火）から9月30日（木）までの10日間

(イ) 実施要領～速度違反取締り及び白バイ・パトカーによる街頭活動の強化

(4) 広報啓発の強化

ア 横断歩道予告マーク（◇マーク）設置理由の周知徹底

イ ハンドルキーパー促進等の広報啓発

ウ 「過労運転防止」「集団ツーリング時の注意事項」等の広報啓発

【委員からの質問等】

委員から、「飲酒運転は、自分自身の心掛けがなければ取締りだけではなくなら
ない。飲酒運転に対する安易な考え方や行動を慎むような広報啓発をお願いする」
旨の発言や、「草が覆い被さって路側帯が機能していない道路がある。そういった
道路の維持管理について、道路管理者に働きかけてもらいたい」、「過労運転防止
については、プロのドライバーに向け各事業所に直接呼びかけるなど広報活動を強
化してもらいたい」旨の発言があった。

4 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う特別派遣について 警備部長から報告が行われた。

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 苦情（R3No.4）の調査結果についての決裁

交通指導課交通指導官から説明があり、決裁が行われた。

- 3 苦情 (R3No.3) の調査結果についての決裁
捜査第一課長から説明があり、決裁が行われた。
- 4 警察職員の援助要求についての決裁
警備第二課長から説明があり、決裁が行われた。
- 5 定員の基本方針についての報告
警務部参事官から報告が行われた。
- 6 人事の基本方針についての報告
警務部参事官から報告が行われた。
- 7 熊本県暴力団排除条例違反に伴う勧告についての決裁
組織犯罪対策課長から説明があり、決裁が行われた。
- 8 令和3年第16回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 9 要望等 (R3No.8) 受理の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 10 審査請求 (R3No.1) 弁明書の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。